

○射水市子ども医療費助成に関する条例

平成17年11月1日
条例第140号

(目的)

第1条 [この条例](#)は、子どもの医療費の一部を保護者に助成することにより、子どもの健康管理と適正な医療の確保を図り、もって子どもの保健の向上と福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 [この条例](#)において「子ども」とは、乳児、幼児及び児童をいう。

2 [この条例](#)において「乳児」とは、出生の日から満1歳に達する日の属する月の末日までの間にある者をいう。

3 [この条例](#)において「幼児」とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳児以外のものをいう。

4 [この条例](#)において「児童」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち乳児及び幼児以外のものをいう。

5 [この条例](#)において「保護者」とは、親権者、後見人その他の者で現に子どもを監護するものをいう。

6 [この条例](#)において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

7 [この条例](#)において「医療費」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費及び家族療養費(入院時の食事療養に要した費用に係る負担金を除く。)その他規則で定める給付をいう。

8 [この条例](#)において「保険医療機関等」とは、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び保険薬局その他規則で定める者をいう。

9 [この条例](#)において「共済組合」とは、[第6項第4号](#)及び[第6号](#)に掲げる法律に規定する共済組合をいう。

10 [この条例](#)において「事業団」とは、日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第48号)第3条に規定する事業団をいう。

(助成)

第3条 市長は、射水市に住所(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住所をいう。)を有する子ども(以下「対象者」という。)が医療を受ける場合、その保護者に対し、当該医療に係る医療費の一部を助成するものとする。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、保護者の監護する子どもが[次の各号](#)のいずれかに該当するときは助成しない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けているとき。
- (2) 規則で定める施設に入所しているとき。
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親に委託されているとき。

(助成額)

第4条 市長が[前条](#)の規定に基づき、子どもの保護者に対して助成する額は、当該子どもに係る医療費の額から次に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 医療保険各法の規定により、保険者、共済組合又は事業団の負担する額
- (2) [前号](#)に掲げる保険者、共済組合又は事業団が保険給付に併せて、これに準ずる給付を行う旨の定めをした場合は、その規定に基づき給付を受けることができる額
- (3) 他の法令等の規定により、国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることのできる場合は、その額
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市長が別に定める額

(助成の方法)

- 第5条 乳児に係る医療費の助成は、助成する額を、医療を受けた保険医療機関等に支払うこと
によって行う。ただし、富山県外の保険医療機関等(別に市長が契約した保険医療機関を除
く。)で医療を受けた場合には、当該乳児の保護者に支払うものとする。
- 2 幼児及び児童に係る医療費の助成は、助成する額を、医療を受けた保険医療機関等に支払う
ことによって行う。ただし、射水市、高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市及び南砺市の区域外
に存する保険医療機関等で医療を受けた場合には、当該幼児及び児童の保護者に支払うもの
とする。

(助成金の支給制限)

- 第6条 市長は、対象者又はその保護者が、対象者の疾病又は負傷について損害賠償を受けたと
きは、その額の範囲内において、助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助
成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(助成金の返還)

- 第7条 市長は、詐欺その他の不正行為により、[この条例](#)による助成を受けた者があるときは、
その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

- 第8条 保護者は、[この条例](#)に基づく医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供しては
ならない。

(委任)

- 第9条 [この条例](#)の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 [この条例](#)は、平成17年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 [この条例](#)の施行の日の前日までに、合併前の新湊市乳児及び幼児医療費助成に関する条例(平
成7年新湊市条例第6号)、小杉町乳児及び幼児医療費助成に関する条例(昭和48年小杉町条例第
23号)、大門町乳児及び幼児医療費助成に関する条例(平成7年大門町条例第11号)、大島町乳児
及び幼児医療費助成に関する条例(昭和48年大島町条例第16号)又は下村乳児及び幼児医療費助
成に関する条例(昭和48年下村条例第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、
それぞれ[この条例](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日条例第19号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月19日条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月17日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の射水市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の
日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成につい
ては、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月19日条例第15号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月25日条例第29号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の射水市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成28年12月21日条例第54号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の射水市子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。